

民間の患者等搬送事業者についてのご案内

千曲坂城消防本部では、次の事業者に「民間の患者等搬送事業者」の認定をしています。
緊急性のない場合、転院搬送や入退院、通院時等において、ベッド等を装備した専用車を用いて搬送を行う民間の搬送事業者です。利用は有料で事業者ごとに料金が異なりますので、直接各社にお問い合わせください。

民間の患者等搬送事業者

千曲坂城消防本部管内の認定事業者

株式会社 ケーエムユー (平成 29 年 7 月 24 日認定)
千曲市大字上徳間 636 番地 1

☎ ① 026-272-8152 ② 026-272-1228

①に繋がらない場合は②へ電話してください

株式会社 民間救急 坂城営業所 (平成 29 年 10 月 26 日認定)
坂城町大字中之条 2547 番地 1

☎ 0120-119900 または 0268-64-4199



「民間の患者等搬送事業者」って何？

救急車の出動が年々高まる中、緊急性のない患者の搬送に利用できるサービスが「民間の患者等搬送事業者（通称：民間救急）」です。その名称から民間の救急車のように思われがちですが、「消防救急」とは業務内容や利用法が大きく異なります。

「民間の患者等搬送事業者」とは、民間の事業所が国土交通省の許可等を受け、搬送用自動車を用いて患者の搬送を提供するサービス（有料）のことで、消防本部で認定されたタクシー会社や福祉事業所等がベッドの設備等を有した車両で利用者の搬送を行うものです。

救急車を呼ぶほどでもない場合の交通手段に利用されています。

緊急性のない場合とは…

- ・病院に連れて行きたいが自家用車がない時
- ・病院に行くのにタクシーを使うとお金がかかる時
- ・寝たままの状態や車椅子で移動したい時
- ・温泉治療やリハビリテーションに行きたい時
- ・入院、通院、退院、一時帰宅したい時
- ・寝たきりの方の引越し時に移動したい時

「消防救急」と「民間の患者等搬送事業者」との違いとは？

「消防救急」は、救命を主な目的とし傷病者の観察と応急処置を行い、速やかに適切な医療機関に搬送します。

「民間の患者等搬送事業者」は、「福祉系」と「医療系」に分かれ、どちらも医療行為が行えず、緊急事態に対応するものではありません。もし、搬送中に患者の容態が急変し緊急を要する事態になった場合は消防救急を要請します。